

議案第六十八号

三朝右岸幹線管渠築造工事（一ノ一）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年五月二十四日

三朝町長 安田真一郎

平成元年五月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 工 事 名 三朝右岸幹線管渠築造工事（一ノ一）

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字山田

三 契約の相手方 鳥取市扇町三番地

村本建設株式会社鳥取営業所

所 長 松 本 孝

四 契約金額 七三、一三〇、〇〇〇円

五 契約締結の方法 指名競争入札